

山梨県選挙管理委員会告示第四十四号

山梨県議会議員（西八代郡・南巨摩郡選挙区選出議員）に欠員が生じたため、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百十三条第一項の規定により、山梨県議会議員補欠選挙（西八代郡・南巨摩郡選挙区）を行うべき事由が生じた。

令和三年十二月十六日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮山 博